

弥富市津波避難計画

平成 29 年 3 月

弥富市

目 次

第1章 総則	1
1 目的	1
2 計画の構成	2
3 計画の位置づけ	3
4 計画の見直し	4
5 用語の意味	4
6 本市の特性	7
 第2章 津波避難計画	 11
1 津波からの避難の基本的な考え方	11
2 津波浸水想定区域の設定	13
3 避難対象地域の指定	23
4 避難困難地域	27
5 緊急避難場所、避難路等の指定	42
6 初動体制	60
7 避難誘導等に従事する者の安全確保	63
8 津波情報等の収集・伝達	64
9 避難指示等の発令	69
10 津波防災教育・啓発	71
11 津波避難訓練	73
12 その他の留意事項	75
13 名古屋港臨港地区の避難対策	79
14 地区別津波避難計画の策定に向けて	81
 第3章 住民ワークショップ	 82
1 開催の趣旨	82
2 開催概要	82
3 結果の概要	83

第1章 総則

1 目的

わが国は地震多発国であり、過去多くの津波被害が発生している。特に、平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、巨大な津波などにより、死者・行方不明者が約2万人という甚大な被害をもたらした。

国では、「南海トラフ巨大地震対策について（最終報告）」が平成25年5月に公表されるとともに、避難行動要支援者名簿の作成義務化等の災害対策法制の見直しが行われるなど、市町村を取り巻く環境は変化している。

愛知県においても、平成26年5月に「愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査」の結果を公表した。この結果に基づき弥富市をモデルとした津波避難シミュレーションを実施した。この結果を反映した「愛知県市町村津波避難計画策定指針」が平成27年2月に改訂された。

弥富市は、南海トラフを震源とする巨大地震が発生した場合、市域が平坦面であつて海拔が低く、海や河川に面しており、津波や堤防決壊等に伴う河川氾濫による浸水（以下、「津波等浸水」という。）で甚大な被害の発生が想定されている。

このため、弥富市津波避難計画（以下、「本計画」という。）は、市民の命を守るという観点から、愛知県が公表している理論上最大規模の津波を対象として、住民等の生命、身体の安全を確保することを目的として、津波の発生直後から津波が終息するまでの概ね数時間から十数時間の避難対策を定めるものである。

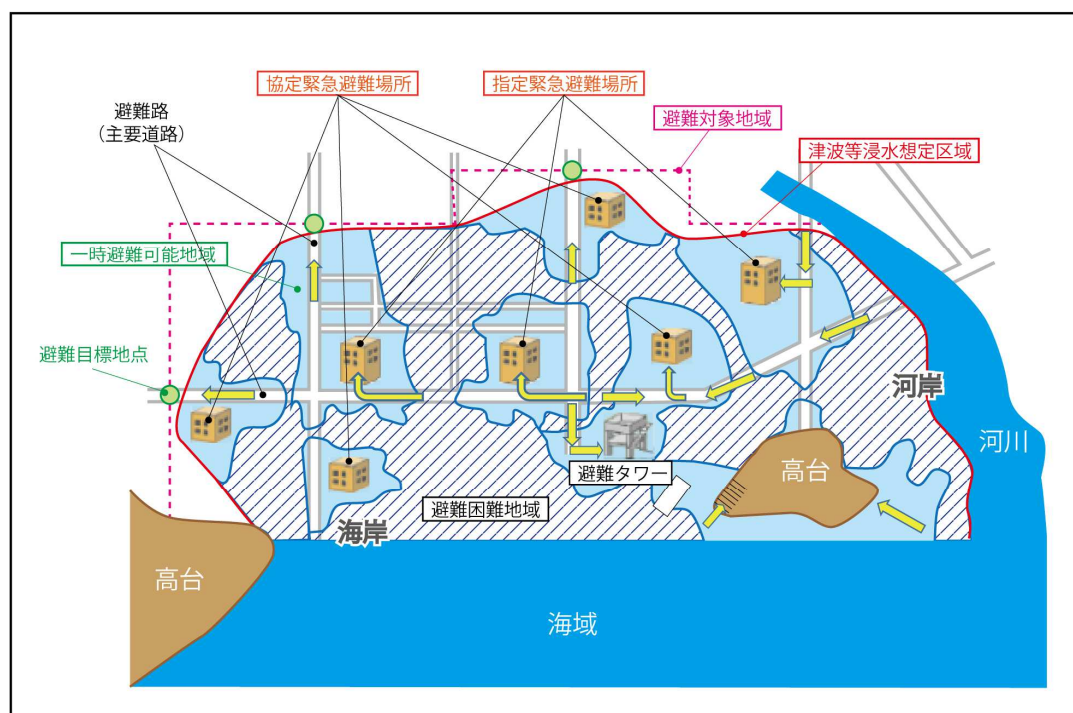


図1 弥富市の津波避難計画の概念図

2 計画の構成

本計画は、津波浸水等から命を守るために、迅速かつ適切な避難を念頭に置いた、避難の対象となる地域、避難場所及び避難路、津波警報等の情報収集・伝達の手順、避難指示の発令等について定める。

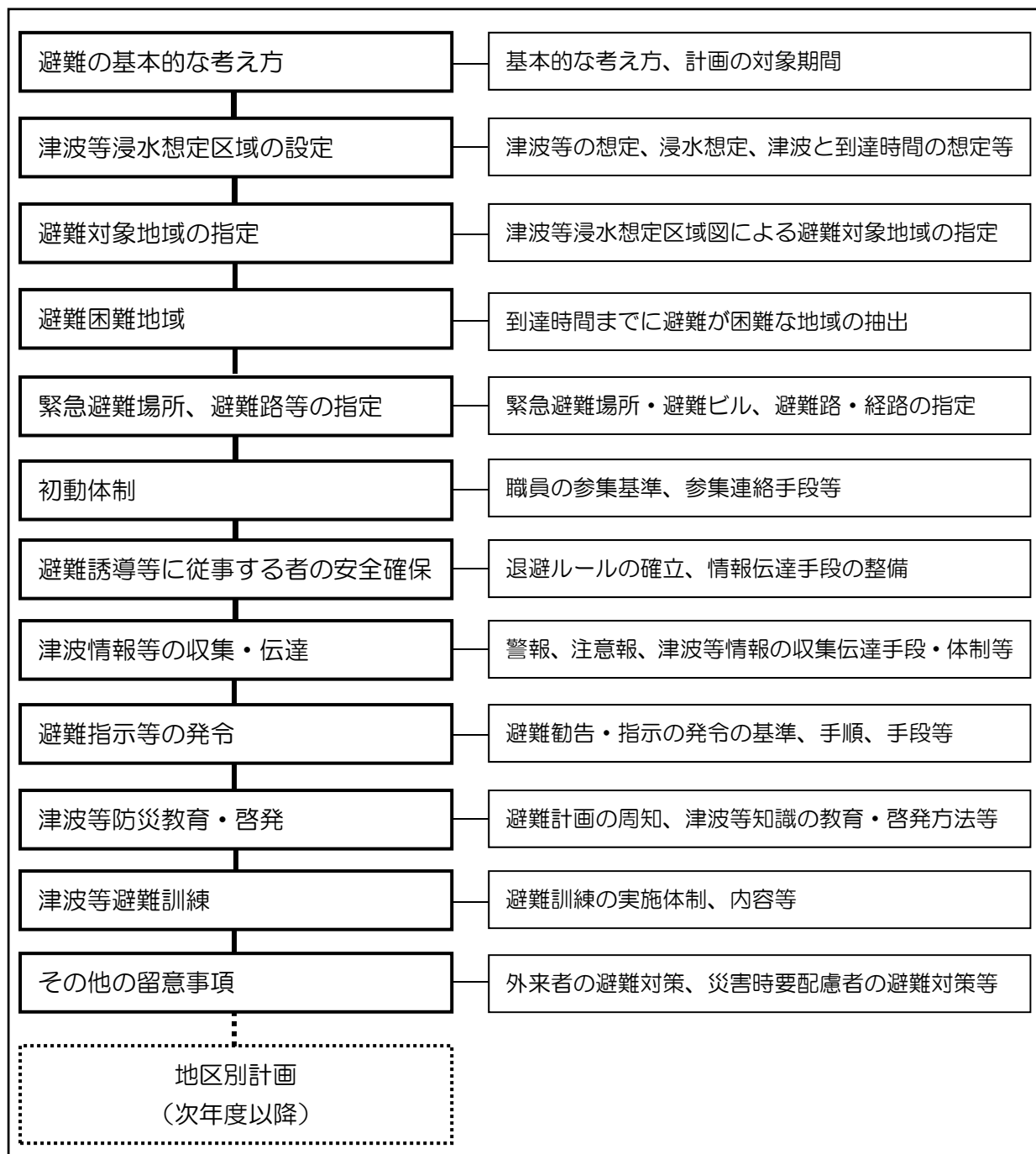


図2 弥富市津波避難計画の構成

3 計画の位置づけ

本計画は、津波対策の推進に関する法律（平成 23 年法律第 77 号）第 9 条第 2 項の規定に基づく計画であり、津波が発生し又は発生のおそれがある場合における避難場所、避難の経路等、住民が迅速かつ円滑に避難できるために必要な事項を定めたものである。

本市は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 14 年法律第 92 号）第 3 条に基づく、南海トラフを震源とする地震が発生した場合に著しい地震災害が生ずるおそれがあり、地震防災対策を推進する必要がある「南海トラフ地震防災対策推進地域」に指定されている。

そのため、同法第 5 条第 2 項の規定に基づき、本市の災害対策の根幹を定める「弥富市地域防災計画」において、津波災害への対策を「地震災害対策計画」として定めている。

本計画は、弥富市地域防災計画の「地震災害対策計画」で定めた事項のうち、津波からの避難に関する事項を定めた内容となっている。

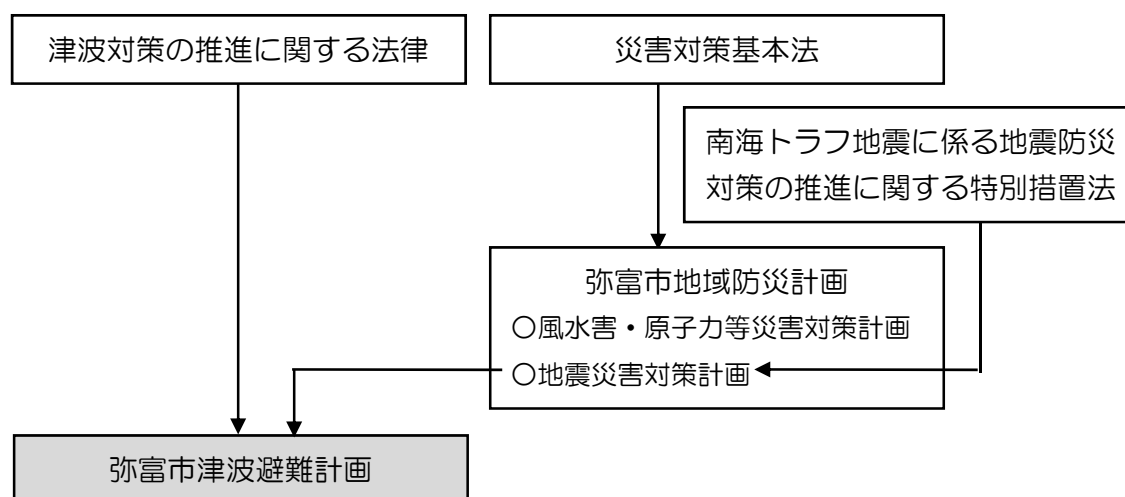


図3 本計画の位置づけ

■資料【「津波対策の推進に関する法律」（平成 23 年法律第 77 号）】

津波対策の推進に関する法律

第9条

2 都道府県及び市町村は、津波が発生し、又は発生するおそれがある場合における避難場所、避難の経路その他住民の迅速かつ円滑な避難を確保するために必要な事項に関する計画を定め、これを公表するよう努めなければならない。

4 計画の見直し

この計画は、新たに公表される津波浸水想定や被害想定、土地利用状況の変化や自主防災組織等が作成する地区津波避難計画と整合を図るため、必要に応じ、適宜見直しを行うものとする。

5 用語の意味

津波避難計画で用いる用語の意味等は次のとおりとする。

No.	用語	用語の意味等
1	津波等浸水想定区域	最大クラスの津波・河川氾濫浸水（以下、「津波等」という。）が悪条件下を前提に発生したときに浸水が及ぶ区域をいう。【「愛知縣市町村津波避難計画策定指針」（平成 27 年 2 月、愛知県）を参考】 平成 26 年 5 月愛知県公表の「愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等予測調査結果」における「理論上最大想定モデル」の浸水区域。
2	避難対象地域	津波等が発生した場合に避難が必要な地域で、津波等浸水想定区域に基づき市が指定する。安全性の確保は、円滑な避難等を考慮して、津波浸水想定区域よりも広い範囲で指定する。【「愛知縣市町村津波避難計画策定指針」（平成 27 年 2 月、愛知県）を参考】
3	避難困難地域	津波等の到達時間までに、避難対象地域外（避難の必要ない安全な地域）に避難することが困難な地域をいう。【「愛知縣市町村津波避難計画策定指針」（平成 27 年 2 月、愛知県）を参考】 本市の場合、上記の愛知県の指針の定義に照らし合わせると、「避難対象地域外」に合致する地域がほとんどないことから、次のように定義する。 「津波等の到達時間までに、避難場所（指定緊急避難場所や避難ビル等）及び避難対象地域外に避難することが困難な地域をいう。」
4	避難路	避難する場合の道路で、市が指定に努める。【「愛知縣市町村津波避難計画策定指針」（平成 27 年 2 月、愛知県）を参考】
5	避難経路	避難する場合の経路で、自主防災組織、住民等が設定する。【「愛知縣市町村津波避難計画策定指針」（平成 27 年 2 月、愛知県）を参考】
6	津波等浸水到達予想時間	地震発災後、浸水深 30 cm の津波等が到達するまでの時間を示し、原則として津波等浸水シミュレーションの結果に基づき設定する。
7	避難開始時間	地震発災後、避難開始までの時間を示す。弥富市では、昼 5 分、深夜 10 分を想定している。
8	避難可能時間	避難開始から津波等の到達が予想されるまでの時間をいう。津波等到達予想時間、避難開始時間、高台や高層階まで上がるのにかかる時間をもとに設定する。【「津波防災まちづくりの計画策定に係る指針」（平成 25 年 6 月、国土交通省）を参考】

No.	用語	用語の意味等
9	避難速度	地震発災時に滞在している地点から、避難場所までの避難経路の延長から、避難時間を除して算出した旅行速度をいう。そのため避難時の立ち止まりや迷いなども含めた速度であり、一般的な歩行速度よりも低下する。【「津波防災まちづくりの計画策定に係る指針」（平成 25 年 6 月、国土交通省）を参考】
10	避難可能距離 (参考用語として)	避難開始時間から津波等到達予想時間までに避難することが可能な距離をいう。【「津波防災まちづくりの計画策定に係る指針」（平成 25 年 6 月、国土交通省）を参考】
11	一時避難可能地域	津波等の到達時間までに、避難対象地域内の指定緊急避難場所や津波等避難ビルなどに避難することが可能な地域をいう。津波等避難ビル等までの距離と収容人数の制約によって決まる。【「津波防災まちづくりの計画策定に係る指針」（平成 25 年 6 月、国土交通省）を参考】
12	特定避難困難地域 (参考用語として)	津波等の到達時間までに、避難対象地域外、又は避難対象地域内の津波等避難ビル等に避難することが困難な地域をいう。避難困難地域から一時避難可能地域を除いた地域が該当する。【「津波防災まちづくりの計画策定に係る指針」（平成 25 年 6 月、国土交通省）を参考】
13	避難困難者 (参考用語として)	避難困難地域に滞留している人をいう。【「津波防災まちづくりの計画策定に係る指針」（平成 25 年 6 月、国土交通省）を参考】
14	一時避難可能者 (参考用語として)	一時避難可能地域に滞留している人をいう。【「津波防災まちづくりの計画策定に係る指針」（平成 25 年 6 月、国土交通省）を参考】
15	特定避難困難者 (参考用語として)	特定避難困難地域に滞留している人をいう。【「津波防災まちづくりの計画策定に係る指針」（平成 25 年 6 月、国土交通省）を参考】
16	指定緊急避難場所 (原則として避難対象地域外)	津波等の危険から緊急に避難するための高台や施設などをいう。災害対策基本法第 49 条の 4 の規定に基づき、災害の危険が切迫した場合における住民等の安全な避難先を確保するために市が指定するもので、一定期間被災者が滞在する指定避難場所と異なり、 命を守ることを優先し、緊急的に避難する場所 を指定する。【「愛知県市町村津波避難計画策定指針」（平成 27 年 2 月、愛知県）を参考】
17	避難目標地点 (避難対象地域外)	津波等の危険から避難するために、 可能な限り避難対象地域外に 定める場所をいう。自主防災組織、住民等が設定するもので、とりあえず生命の安全を確保するために避難の目標とする地点をいう。必ずしも緊急避難場所とは一致しない。【「愛知県市町村津波避難計画策定指針」（平成 27 年 2 月、愛知県）を参考】
18	津波等避難ビル (避難対象地域内)	避難困難地域の避難者や逃げ遅れた避難者が緊急に避難する建物をいう。避難対象地域内の建物を市が指定する。【「愛知県市町村津波避難計画策定指針」（平成 27 年 2 月、愛知県）を参考】
19	指定避難所	住宅が損壊した被災者等が仮設住宅などに移転できるまでの間や比較的長期にわたって避難する施設。災害対策基本法第 49 条の 7 の規定に基づき、原則として市が避難対象地域外に指定するもので、食糧、飲料水、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等が整備されていることが望ましい。【「愛知県市町村津波避難計画策定指針」（平成 27 年 2 月、愛知県）を参考】

No.	用語	用語の意味等
20	災害時要配慮者	高齢者、障害者、乳幼児など災害応急対策において、特別な支援を必要とするものをいう。【「愛知縣市町村津波避難計画策定指針」（平成27年2月、愛知県）を参考】
21	避難行動要支援者	災害時要配慮者のうち、災害が発生又はそのおそれがある場合に自ら避難することが困難な者をいう。【「愛知縣市町村津波避難計画策定指針」（平成27年2月、愛知県）を参考】
22	広域一時滞在	災害対策基本法第86条の2又は第86条の3の規定に基づき、自治体間の協議により、一つの市町村の区域を越えて被災住民を避難させることをいう。【「愛知縣市町村津波避難計画策定指針」（平成27年2月、愛知県）を参考】

6 本市の特性

地震による揺れや液状化、津波や河川氾濫による浸水などの被害は、地形や地質、土地利用などに深く関係している。

本市は、埋立地が多く、標高も低い0m地帯が多く、これらの低地平野部に住居や様々な活動地域が展開されていることから、大きな地震や津波等が発生した場合には、甚大な被害が想定される。このような地域特性を踏まえながら、防災・減災対策並びに避難対策を考える必要がある。

(1) 地形・地質

国土地理院の明治期の低湿地データ（明治23年～44年の地形図をもとに作成）（ホームページ）によると、東・西末広及び鍋田町以南は海域となっており、それ以降に埋め立てられ現在に至っていることが窺える。



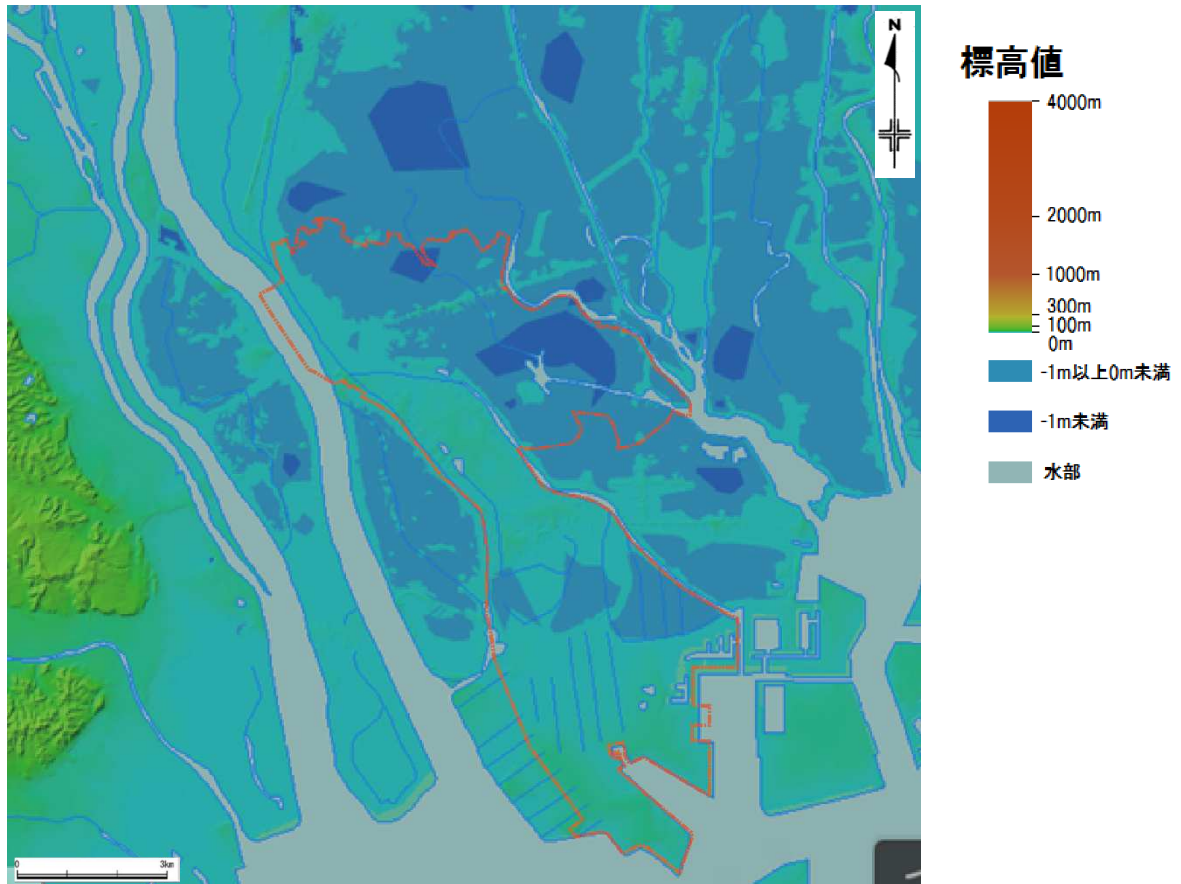
出典）国土地理院ホームページ「明治期の低湿地データ」より作成

図4 明治期の低湿地データ

また、国土地理院の色別標高図（ホームページ）によると、本市の標高はほとんどが標高0m未満の地域であることが分かる。

このため、海岸や河川護岸が破堤した場合、ほとんどの市域が浸水することが想定される。

地質は、市域の広範な地域が砂・泥を主とした層で形成され、南部の海岸一帯は埋立地となっている。したがって、液状化を起こしやすい地質といえる。

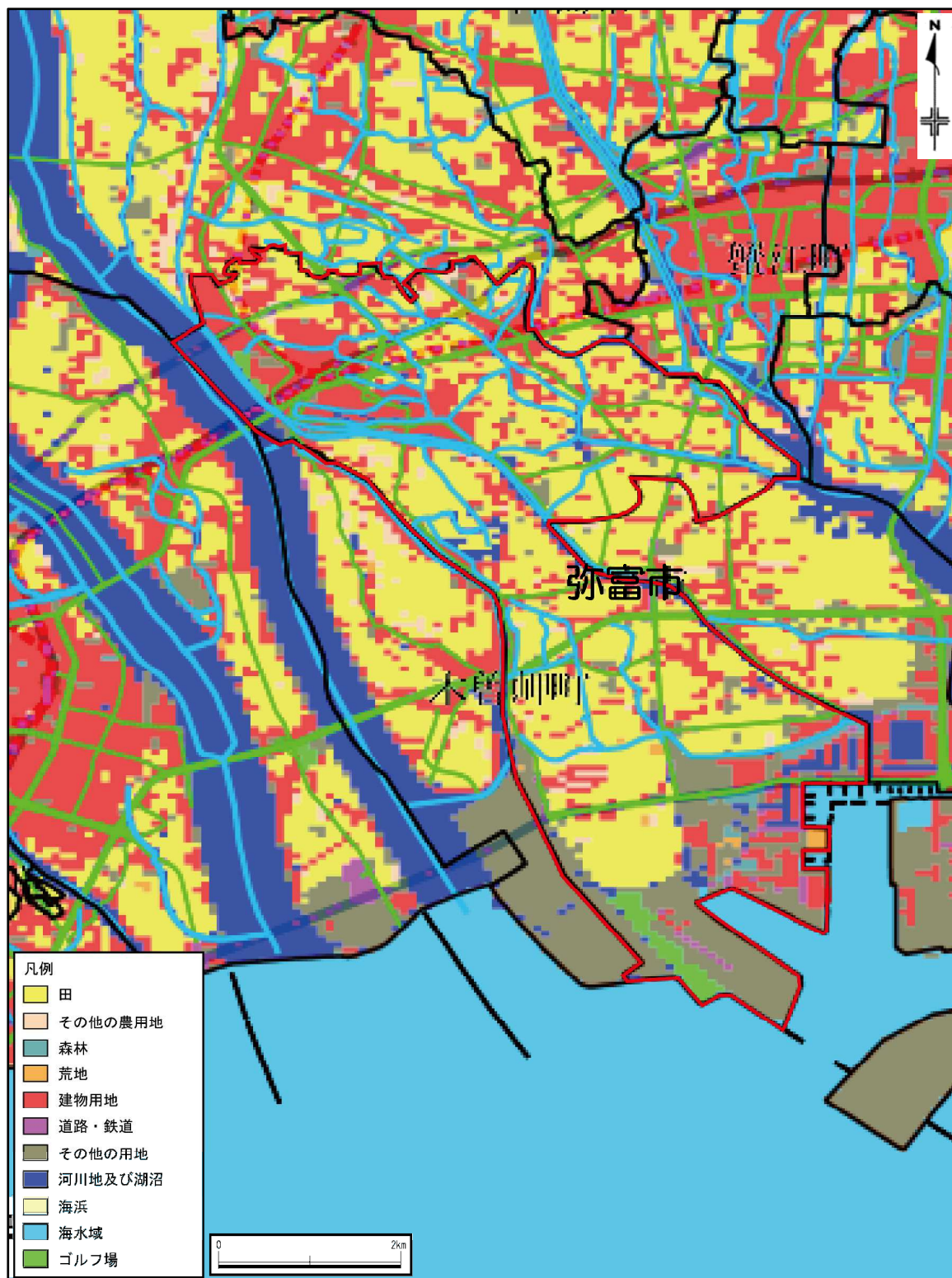


出典) 国土地理院ホームページ「標高がわかる Web 地図を試験公開」より作成

図5 色別標高図

（２）土地利用

本市の土地利用は、北部域に市街地が発達し、住宅や商業施設などの集積が見られる。中部から南部地域にかけては、水田等の農地を主体とした田園地域が広がっている。また、南部海岸域の埋め立て地は工業地域として利用されている。



出典）国土交通省ホームページ「国土数値情報」（土地利用細部メッシュ（平成26年度））より作成

図6 土地利用現況図

(3) 人口・世帯

平成27年国勢調査によると、本市の地区別（大字、町名別）人口・世帯は、下表に示すとおりである。市全体の総人口は43,269人で、世帯数は16,050世帯となっている。前回の平成22年は人口が43,272人で、世帯数は15,041世帯であり、傾向としては、人口は横ばい、世帯数は増加傾向を示している。

表1 地区別人口の状況（平成27年国勢調査結果）

学区・地区	町丁・字名	人口(人)	世帯数(世帯)	学区・地区	町丁・字名	人口(人)	世帯数(世帯)
弥富市全体		43,269	16,050	栄南	操出	401	117
白鳥	楽平	71	22		稲狐町	92	28
	又八	607	199		三稲	225	87
	佐古木	2,740	1,095		稲荷崎	152	45
	前ヶ平	924	311		境町	115	34
	東中地	562	196		中原	93	23
	西中地町	726	264		中原町	X	X
	鎌倉町	269	86		鍋田町	471	122
	小計	5,899	2,173		駒野町	177	103
弥生	荷之上町	1,460	513		楠	X	X
	五之三町、川平	1,961	675		上野町	-	-
	鯛浦町	7,723	3,275		西末広	136	42
	五明町、五明	2,067	993		東末広	292	85
	海老江	103	48		富浜	-	-
	小計	13,314	5,504		曙	-	-
桜・日の出	小島町	330	117		楠地先	-	-
	平島町	7,865	2,968		小計	2,637	840
	前ヶ須町	4,274	1,723	十四山	六條町	440	117
	中山町	309	107		鍋平	345	102
	川原欠	64	17		五斗山	388	128
	大藤町	80	1		坂中地	168	54
	小計	12,922	4,933		鮫ヶ地	351	112
大藤	森津	324	90		鮫ヶ地、善太町	22	6
	鎌島	837	281		馬ヶ地	342	128
	芝井	333	85		西蜆	199	61
	松名	350	120		竹田	516	183
	寛延	294	102		上押萩	144	43
	間崎町、間崎	123	36		下押萩	60	18
	稲元	323	89		亀ヶ地	139	44
	稲吉	50	16		海屋	60	22
	加稲	136	44		東蜆	139	44
	三好	116	31		子宝	496	142
	大縄場町	X	X		神戸	445	127
	栄南町	81	1		梶場	245	73
	富島	175	49		鳥ヶ地	462	130
	小計	3,142	944		四郎兵衛	216	68
栄南	稲荷	153	50		三百島	178	54
	狐地	219	66		小計	5,355	1,656
	大谷	111	38				

出典）総務省統計局ホームページ「平成27年国勢調査 小地域集計」より作成